

緊急事態宣言の影響緩和に係る

「一時支援金」事前確認 について

さいたま商工会議所では、以下の事業者の方の「一時支援金」申請に係る事前確認業務を行います。

- ① 会員企業
- ② さいたま市内の非会員企業

事前確認については予約制となりますので、お近くの支所へご連絡ください。

- ・ 浦和支所 TEL：048-838-7701
住所：さいたま市浦和区高砂 3-17-15 さいたま商工会議所会館 3 階
- ・ 大宮支所 TEL：048-646-4141
住所：さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックシティビル 8 階
- ・ 与野支所 TEL：048-855-8011
住所：さいたま市中央区下落合 5-4-3 さいたま市産業文化センター5 階
- ・ 岩槻支所 TEL：048-756-1445
住所：さいたま市岩槻区本町 5-6-44 岩槻商工会館 1 階

お電話の前にご確認ください！

【事前確認に係る準備】

事前確認実施に際し以下の準備が必要となりますので、ご確認・対応の上事前予約をお願いします。

1. 申請 ID の取得

仮登録（申請 ID 発番）」が必要となりますので、以下のページより申請 ID を取得いただきます。

仮登録（申請 ID 発番）申請ページ

<https://registration.ichijishienkin.go.jp/register-user/entry>

※上記 URL は Google chrome でご確認ください。

2. 事前確認時の必要書類等

事前確認時の必要書類等について、「一時支援金」ホームページの【1）登録確認機関での事前確認に必要な書類等】をご確認ください。

「一時支援金」ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/>

【一時支援金に関するお問い合わせ・相談窓口】

一時支援金事業 コールセンター 0120-211-240

[IP 電話等からのお問い合わせ] 03-6629-0479 （通話料がかかります）

受付時間 8:30～19:00 （土日、祝日含む全日対応）

「一時支援金」ホームページ <https://ichijishienkin.go.jp/>